

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 元 年 九 月 三 十 日

目 次

公 示

○岐阜県の人事行政の運営等の状況

(人 事 課)

ペー
ジ 一

公 示

○岐阜県の人事行政の運営等の状況

岐阜県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年岐阜県条例第四号)第六條の規定により、岐阜県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

令和元年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

令和元年九月三十日

一 人事行政の運営の状況

1 任用の状況

(1) 採用の状況

平成30年度に「各任命権者において人事委員会へ採用試験実施を依頼した職種」及び「各任命権者において選考を実施した職種（例：任期付職員、看護師等）」についての採用状況です。（ただし、採用者数については、人事交流等により、合格後他の任命権者に配属された者も試験実施依頼又は選考を実施した任命権者欄に記載しています。）

(単位：人)

任命権者	試験・区分名	職種・科目等	受 験 者 数	最終合格者数	採 用 者 数
知 事	大学卒程度	行政Ⅰ※注1	342	92	69
		行政Ⅱ※注2	48	7	6
		福祉	28	7	7
		心理	9	2	2
		農学	22	8	7
		畜産	7	3	3
		森林科学	13	7	6
		土木	27	16	12
		建築	8	4	4
		農業土木	5	5	5
		電気	8	3	2
		機械	5	2	1
	資格免許職	薬剤師	10	6	4
		管理栄養士	20	3	3
		保健師	15	6	4
		臨床検査技師A※注3	12	3	2
	短大・高校卒程度	事務A※注4	92	32	22
		事務B（東濃地域）※注5	10	1	1
		事務B（飛騨地域）※注5	9	2	2
		農業	7	2	2
		林業	10	3	3
		建築	1	1	1
		農業土木	5	3	1
		電気	0	0	0
		土木（短大卒）	13	4	3
		土木A※注4	2	2	1
		土木B（東濃地域）※注5	0	0	0
		土木B（飛騨地域）※注5	1	0	0
	身体障がい者対象	行政	6	1	0
		事務	0	0	0
	採用選考	獣医師	14	12	10
		医師（公衆衛生）	0	0	0
		医師（臨床）	0	0	0
		助産師・看護師	6	4	4
		技能労務職（運転士）	7	2	2
		技能労務職（農業技手）	8	3	3
		機械（金属材料）	2	1	1

(単位：人)

任命権者	試験・区分名	職種・科目等	受 験 者 数	最終合格者数	採 用 者 数
(知 事)	採用選考	電子工学（電子制御）	1	0	0
		化学（有機化学）	2	1	1
		化学（無機化学）	2	1	1
		ヘリコプター整備士	1	1	1
		職業訓練指導員	7	2	2
		大学教員（情報芸大）	41	1	1
	民間企業等職務経験者	情報	11	1	1
		史学	13	2	2
		福祉	32	2	2
		心理	5	1	0
		国際	9	0	0
		森林科学	3	0	0
		土木	8	4	3
		建築	4	1	1
		電気	4	1	1
		機械	4	2	2
		薬剤師	9	2	2
		獣医師	1	1	1
		学芸員	15	1	1
		保育士	5	1	1
	特定任期付職員	行政（情報）	1	1	1
	一般任期付職員	公衆衛生医師	1	1	1
		児童精神科部長	1	1	1
		看護部長	2	1	1
	任期付職員	行政	18	4	4
		土木	1	1	1
		学芸員	2	1	1
	任期付短時間勤務職員	事務（滞納整理）	1	1	1
	育休任期付職員	事務	12	8	5
		獣医師	1	1	1
		薬剤師	0	0	0
		歯科衛生士	1	1	1
		保健師	0	0	0
		看護師	0	0	0
		作業療法士	0	0	0
		臨床検査技師	1	1	0
		保育士	0	0	0
		畜産	0	0	0
		建築	0	0	0
教育委員会	教員採用選考	小学校	668	289	268
		中学校	575	171	148
		高等学校	653	120	113
		特別支援学校	210	79	74
		養護教諭	139	21	18

(単位：人)

任命権者	試験・区分名	職種・科目等	受 験 者 数	最終合格者数	採 用 者 数
(教育委員会)	教員採用選考	栄養教諭	39	2	2
		実習助手	76	33	30
	資格免許職	司書	14	1	1
	市町村立小中学校事務職員 短大・高校卒程度	—	16	6	5
	市町村立小中学校事務職員 大学卒程度	—	56	25	16
	身体障がい者対象	小中等事務	2	0	0
警察本部長	警察官	警察官 A (男性) ※注6	425	80	52
		警察官 A (女性) ※注6	99	17	12
		警察官 B (男性) ※注7	231	50	46
		警察官 B (女性) ※注7	86	10	9
	大学卒程度	警察行政	30	9	5
	短大・高校卒程度	警察事務	52	10	6
	大学卒程度	身体障がい者対象 (行政)	6	1	0
	民間企業等職務経験者	電気	6	1	1
	採用選考	柔道及び剣道の実科 指導に従事する職	3	2	2
		ヘリコプターの整備に関 する業務に従事する職	2	1	1

(注 1) 行政Ⅰ→専門試験を行う試験

(注 2) 行政Ⅱ→専門試験を行わない試験

(注 3) 臨床検査技師 A→大学卒程度の試験

(注 4) 事務 A・土木 A→岐阜県全域での勤務を希望する者を対象とした試験

(注 5) 事務 B・土木 B→地域限定での勤務を希望する者を対象とした試験

(注 6) 警察官 A→大学を卒業した者 (見込みを含む。) を対象とした試験

(注 7) 警察官 B→上記警察官 A の学歴以外の者を対象とした試験

(2) 昇任の状況

平成31年4月1日付け（平成30年度途中を含む。）で昇任した職員数です。
各任命権者の機関別に集計しています。

(単位：人)

区分（注）		知事 部局	教育 委員会	警察 本部	議会 事務局	監査委員 事務局	選挙管理 委員会 事務局	人事 委員会 事務局	美術館 等	国際園芸 アカデミー	森林文化 アカデミー
行政 職等	部長級への昇任	5									
	次長級への昇任	19	1	1					1	1	
	課長級への昇任	107	14	8					1		
	課長補佐級への昇任	146	26	9	2	2				1	
	主査級への昇任	75	17	7					3		
	主任級への昇任	101	11	23			1	1			
	職長等への昇任	4	1						1		
公安 職	警視への昇任			15							
	警部への昇任			24							
	警部補への昇任			49							
	巡査部長への昇任			62							
教育 職	学長への昇任										
	教授等への昇任										1
	准教授への昇任										
	講師への昇任										
	校長への昇任		124								
	教頭への昇任		179								

（注）区分については、以下のとおりです。

美術館等：美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所及び文化財保護センターをいい、教育委員会の事務委任を受けた環境生活部長を任命権者とする機関。ただし、文化財保護センターは、平成31年4月1日に知事部局に事務移管されたため、平成31年4月以降の昇任人数には含みません。

国際園芸アカデミー：教育委員会の事務委任を受けた農政部長を任命権者とする県立の専修学校

森林文化アカデミー：教育委員会の事務委任を受けた林政部長を任命権者とする県立の専修学校

(3) 職員数の状況

任命権者の機関別の職員数の状況と主な増減理由です。

区分	職員数(注)			主な増減理由
	平成 31 年 人	平成 30 年 人	増減数	
知事部局	4,406	4,318	88	組織改正などによる増員
議会事務局	26	26	0	
選挙管理委員会事務局	4	4	0	
教育委員会	15,758	15,838	▲80	欠員不補充による減員
監査委員事務局	18	18	0	
警察本部	3,967	3,976	▲9	欠員不補充による減員
人事委員会事務局	11	11	0	
美術館等	81	103	▲22	知事部局への事務移管による減員
国際園芸アカデミー	18	17	1	欠員補充による増員
森林文化アカデミー	40	40	0	
合計	24,329	24,351	▲22	

（注） 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

（注） 区分については、以下のとおりです。

美術館等：美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所及び文化財保護センターをいい、教育委員会の事務委任を受けた環境生活部長を任命権者とする機関。ただし、文化財保護センターは、平成31年4月1日に知事部局に事務移管されたため、平成31年の職員数には含みません。

国際園芸アカデミー：教育委員会の事務委任を受けた農政部長を任命権者とする県立の専修学校

森林文化アカデミー：教育委員会の事務委任を受けた林政部長を任命権者とする県立の専修学校

2 人事評価の状況

知事部局においては、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、職員の人事評価を実施しています。

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を目指しています。

また、人事評価の項目、基準、実施方法等をあらかじめ明示し、職員自らの業務目標設定・自己評価、評価者との面談等をはじめ、本人へ評価結果を開示することにより、客観性・透明性を確保する評価制度として運用しています。

なお、教育委員会及び公安委員会においてもそれぞれ実施要綱を制定し、知事部局と同様の人事評価を実施しています。

人事評価制度の概要

	人事評価	
	業績評価	能力評価
評価期間 (基準日)	4/1～9/30 (9/30) 10/1～3/31 (1/31)	10/1～9/30 (9/30)
手法	絶対評価	
観点	業務目標の達成状況を含む職務全般における遂行状況の評価	職務遂行を通じて発揮されたマネジメント能力等の評価
評価基準	あらかじめ明示	
結果	開示	
面談(伝達)	期首面談、評価面談(年2回)、結果開示伝達(年2回)	
苦情対応	苦情相談、苦情処理	

3 給与の状況**(1) 総括****① 人件費の状況（普通会計決算見込）**

平成30年度普通会計決算見込額における県の歳出額やそれに占める人件費の割合は、次のとおりです。

なお、この人件費には、一般行政部門の職員、小・中・高校の教員、警察官等の給料、諸手当、退職手当などの他、知事、議員等の特別職の給料・報酬などを含んでいます。

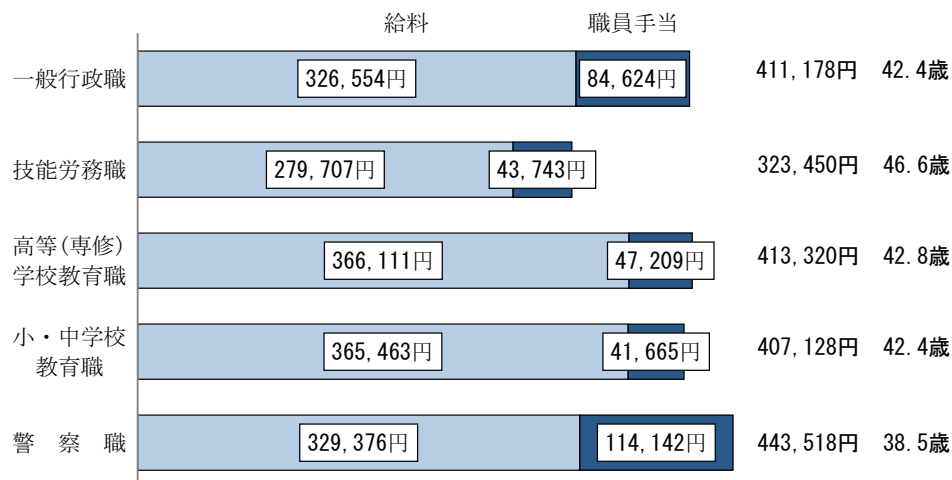
区分	住民基本台帳 人口※ (平成31年1月1日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度 人件費率
30年度	人 2,044,144	千円 757,176,165	千円 6,847,406	千円 233,075,401	% 30.8	% 30.7

※平成24年度から外国人住民を含む。

② 職員給与費の状況（普通会計予算）

平成31年度普通会計当初予算に計上された給与費の内訳と職員数は、次のとおりです。なお、職員手当には、退職手当は含まれていません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
31年度	人 25,895	千円 107,035,404	千円 19,300,582	千円 43,263,906	千円 169,599,892	千円 6,550

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況**① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）**

② 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		岐 阜 県	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	190,800円	180,700円
	高校卒	155,800円	148,600円
技能労務職	高校卒	153,500円	—
	中学卒	144,500円	—
高等学校教育職	大学卒	213,100円	—
小・中学校教育職	大学卒	213,100円	—
警 察 職	大学卒	214,300円	209,700円
	高校卒	181,400円	171,200円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	280,010 円	347,821 円	380,473 円	402,063 円
	高校卒	240,183 円	305,575 円	342,203 円	361,981 円
技能労務職	高校卒	210,575 円	270,150 円	(27年) 318,133 円	339,033 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高等(専修) 学校教育職	大学卒	322,519 円	404,726 円	429,153 円	440,039 円
	高校卒	(12年) 269,152 円	303,298 円	362,466 円	389,230 円
小・中学校 教 育 職	大学卒	321,916 円	397,778 円	421,034 円	430,396 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
警 察 職	大学卒	292,871 円	385,795 円	416,700 円	418,557 円
	高校卒	266,500 円	359,031 円	393,179 円	409,719 円

(注) 表頭の経験年数に該当する職員が1人以下の場合は、未掲載又は近似の階層の職員の平均給料月額を記載しています。() 内の数字が経験年数です。

(3) 級別職員数等の状況

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に基づく給料表の区分による職員数です。各給料表の職員数には任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項及び第4条並びに地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項に規定する職員）を含みます。合計欄、内訳欄及び職制上の段階欄の括弧書きの数字は、再任用職員の人数です。

なお、各欄の%と合計の%は、端数処理（四捨五入）の関係で一致しないことがあります。

① 普通会計職員の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1 級	主事又は技師の職務	1,007	17.9%	主事	808	1,439 (125)	25.6%	係 員 級
				技師	199			
				計	1,007			
2 級	高度の知識経験を必要とする業務を行う 主事又は技師の職務	432 (125)	7.7%	主事	231			
				技師	76			
				主任（再任用）	95			
				主任技師（再任用）	30			
				計	432 (125)			
3 級	主査若しくは技術主 査又は主任若しくは 主任技師の職務	1,912 (1)	34.0%	主査	778	1,912 (1)	34.0%	係 長 級
				技術主査	377			
				主任	509			
				主任技師	143			
				係長心得	3			
				指導主事	16			
				管理主事	7			
				教育主任	2			
				主任（警察本部）（再任用）	1			
				係長（警察本部）	76			
				計	1,912 (1)			
4 級	課長補佐若しくは技 術課長補佐又は係長 の職務	806 (114)	14.3%	課長補佐	76	1,523 (114)	27.1%	課 長 補 佐 級
				技術課長補佐	6			
				係長	574			
				課長補佐（再任用）	86			
				技術課長補佐（再任用）	27			
				主査	14			
				技術主査	1			

				国際たくみアカデミー科長	1		
				子ども相談センター課長	1		
				木工芸術スクール課長	1		
				事務長	7		
				事務長補佐	1		
				隊長補佐	1		
				師範（再任用）	1		
				警察署課長	9		
				計	806		
					(114)		
5 級	困難な業務を行う課 長補佐又は技術課長 補佐の職務	717	12. 7%	課長補佐	430		
				技術課長補佐	168		
				副検査監	2		
				県事務所課長	2		
				自動車税事務所課長	1		
				自動車税出張所長	1		
				消防学校教頭	1		
				看護専門学校課長（多治見 看護専門学校の総務課長を 除く。）	1		
				食肉衛生検査所課長	1		
				子ども相談センター課長 （総務課長、判定課長及び 中央子ども相談センターの 家庭支援課長を除く。）	4		
				わかあゆ学園課長	1		
				国際たくみアカデミー課長	1		
				農業大学校課長	3		
				農林事務所担当主幹	2		
				病虫害防除所飛騨支所長	1		
				土木事務所課長	1		
				道路調整監（岐阜土木事務 所、大垣土木事務所、揖斐 土木事務所、可茂土木事務 所、多治見土木事務所及び 高山土木事務所の道路調整 監を除く。）	5		
				犀川管理事務所長	1		
				流域浄水事務所課長（総務 課長を除く。）	2		
				長良川上流開発事務所課長	1		

				事務長	42			
				事務長補佐	14			
				事務部長	6			
				国際園芸アカデミー課長	1			
				文化財保護センター課長	2			
				少年補導官	2			
				交通事故分析官	1			
				交通管制センター所長	1			
				警察車両整備センター所長	1			
				警察航空隊副隊長	1			
				隊長補佐	2			
				警察学校校長補佐	1			
				師範	2			
				警察署課長	12			
				計	717			
6 級	本庁の課長の職務	613 (5)	10.9%	課長	78	668	11.9%	課 長 級
				管理監	22	(6)		
				主幹	20			
				担当主幹	6			
				男女共同参画・女性の活躍 推進センター長	1			
				岐阜県保育士・保育所支援 センター長	1			
				室長	25			
				管理調整監	53			
				ねんりんピック推進事務局 総括監	1			
				ねんりんピック推進事務局 次長	1			
				広聴監	1			
				人事管理対策監	1			
				人材活用対策監	1			
				文書管理監	1			
				審理監	1			
				改革推進監	1			
				職員健康管理監	1			
				財産活用企画監	1			
				県庁舎開設調整監	1			
				県庁舎建設管理監	1			
				情報システム管理監	1			
				認定審査監	1			

			多文化共生推進監	1			
			スポーツ施設企画監	1			
			スポーツ誘致推進監	1			
			冬季国体推進監	1			
			アスリート支援企画監	1			
			防災情報管理監	1			
			学校連携企画監	1			
			地域防災支援監	1			
			防災対策監	1			
			防災航空センター長	1			
			航空安全管理監	1			
			航空管理監	1			
			救援支援監	1			
			生涯学習企画監	1			
			生物多様性企画監	1			
			不法投棄監視監	1			
			環境安全推進企画監	1			
			消費生活対策監	1			
			芸術文化企画監	1			
			医療対策監	1			
			医療人材対策監	1			
			看護対策監	1			
			在宅医療福祉推進監	1			
			感染症・疾病対策監	1			
			住宅宿泊事業対策監	1			
			福祉人材対策監	1			
			介護事業者指導監	1			
			社会参加推進企画監	1			
			男女共同参画推進監	1			
			男女共同参画・女性の活躍				
			支援センター副センター長	1			
			少子化対策企画監	1			
			児童虐待対策監	1			
			経営支援対策監	1			
			人材育成企画監	1			
			人材確保対策監	1			
			中小企業総合人材確保セン				
			ター長(再任用)	1			
			研究開発企画監	1			
			成長産業企画監	1			
			東京オリンピック・パラリ				

				ンピック県産品活用促進対			
				策監	1		
				施設整備企画監	1		
				インバウンド推進監	1		
				技術総括監	4		
				農業研究企画監	1		
				検査監	5		
				競馬監督監	1		
				技術指導監	2		
				花き振興企画監	1		
				畜産指導監	1		
				家畜防疫企画監	1		
				森林経営対策監	1		
				森林監視指導監	1		
				建設技術企画監	1		
				建設業企画監	1		
				幹線道路企画監	1		
				道路管理企画監	1		
				技術管理監	1		
				土砂災害対策監	1		
				流域下水道経営企画監	1		
				宅地建物取引業対策監	1		
				建築構造審査監	1		
				入札執行管理監	1		
				設備管理監	1		
				ぎふ建築担い手育成支援セ			
				ンター長	1		
				都市公園企画監	1		
				出納審査監	1		
				地域出納審査監	1		
				県事務所副所長	7		
				県事務所課長	20		
				職員研修所課長	1		
				歴史資料館長	1		
				県税事務所副所長	1		
				県税事務所課長	11		
				自動車税事務所長	1		
				東京事務所課長	1		
				消防学校長	1		
				保健所課長	7		
				岐阜地域福祉事務所長	1		

				岐阜地域福祉事務所課長	1			
				保健環境研究所課長	1			
				衛生専門学校副校長（再任用）	1			
				衛生専門学校課長	1			
				看護専門学校課長（多治見看護専門学校の総務課長に限る。）	1			
				希望が丘こども医療福祉センター室長	1			
				希望が丘こども医療福祉センター課長	1			
				精神保健福祉センター課長	1			
				発達障害者支援センター課長	1			
				身体障害者更生相談所長	1			
				知的障害者更生相談所課長	1			
				子ども相談センター所長	5			
				子ども相談センター副所長（再任用）	1			
				子ども相談センター課長（総務課長、判定課長及び中央子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）	7			
				女性相談センター所長	1			
				わかあゆ学園長	1			
				計量検定所長	1			
				工業技術研究所副所長	1			
				工業技術研究所課長	1			
				国際たくみアカデミー校長	1			
				国際たくみアカデミー部長	2			
				木工芸術スクール校長	1			
				旅券センター所長	1			
				旅券センター副所長（再任用）	1			
				情報科学芸術大学院大学課長	2			
				農林事務所長（岐阜農林事務所、西濃農林事務所、可茂農林事務所及び東濃農林事務所の所長を除く。）	4			
				農林事務所副所長	15			

	農林事務所課長	44		
	農業技術センター課長	1		
	畜産研究所課長	2		
	農業大学校副校長	1		
	家畜保健衛生所副所長	1		
	家畜保健衛生所課長	1		
	病虫害防除所長	1		
	土木事務所長（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所及び高山土木事務所の所長を除く。）	6		
	土木事務所副所長	19		
	土木事務所課長	45		
	道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る。）	6		
	流域浄水事務所長	1		
	流域浄水事務所副所長	1		
	建築事務所長	4		
	建築事務所課長	1		
	リニア推進事務所長	1		
	リニア推進事務所課長	2		
	教育主管	7		
	福利厚生室長	1		
	管理指導監	1		
	地域管理監	1		
	教育施設整備監	1		
	研修企画監	2		
	生徒指導企画監	2		
	教育事務所長	1		
	教育事務所課長	11		
	事務部長	27		
	学校事務主幹	1		
	森林文化アカデミー事務局長	1		
	森林文化アカデミー課長	2		
	森林文化アカデミー課長			

				(再任用)	1			
				森林文化アカデミー森林技				
				術開発・支援センター長	1			
				図書館課長	3			
				高山陣屋管理事務所長	1			
				文化財保護センター所長	1			
				博物館部長	1			
				美術館副館長	1			
				美術館課長	2			
				現代陶芸美術館副館長	1			
				監査委員事務局監査企画監	1			
				監査室長	1			
				自動車運転免許試験場長	1			
				警察署管理監	1			
				計	613			
					(5)			
7 級	困難な業務を行う本 庁の課長の職務	55 (1)	1. 0%	課長	33			
				次長	1			
				参事	1			
				副局長	2			
				室長	1			
				総務事務センター長	1			
				県事務所長	1			
				県税事務所長	2			
				県民生活相談センター所長				
				(再任用)	1			
				希望が丘こども医療福祉セ ンター副所長	1			
				農林事務所長	2			
				土木事務所長	1			
				土木事務所長課長	1			
				教育事務所長	5			
				博物館副館長	1			
				参事官	1			
				計	55			
					(1)			
8 級	本庁の次長の職務	57 (1)	1. 0%	次長	19	57	1. 0%	次
				秘書政策審議監	1	(1)		長
				副局長	2			級
				出納事務局長	1			
				土木技監	1			

				参事	4			
				参事（再任用）	1			
				県事務所長（西濃県事務所及び可茂県事務所の所長を除く。）	4			
				職員研修所長	1			
				県税事務所長	3			
				東京事務所長	1			
				情報科学芸術大学院大学事務局長	1			
				農林事務所長（岐阜農林事務所、西濃農林事務所、可茂農林事務所及び東濃農林事務所の所長に限る。）	4			
				農業大学校長	1			
				土木事務所長（大垣土木事務所、多治見土木事務所及び高山土木事務所の所長に限る。）	3			
				教育次長	1			
				義務教育総括監	1			
				総合教育センター長	1			
				国際園芸アカデミー副学長	1			
				森林文化アカデミー副学長	1			
				図書館副館長	1			
				博物館副館長	1			
				美術館副館長（総務部長を兼ねるものに限る。）	1			
				人事委員会事務局長	1			
				労働委員会事務局長	1			
				計	57			
					(1)			
9 級	本庁の部長の職務	25	0. 4%	部長	10	25	0. 4%	部 長 級
				会計管理者	1			
				参与	2			
				県民文化局長	1			
				子ども・女性局長	1			
				観光国際局長	1			
				都市公園整備局長	1			
				県事務所長（西濃県事務所及び可茂県事務所の所長に				

				限る。)	2			
				土木事務所長（岐阜土木事務所の所長に限る。)	1			
				議会事務局長	1			
				副教育長	1			
				図書館長	1			
				博物館長	1			
				監査委員事務局長	1			
				計	25			
	合計	5,624 (247)	100% (4.4%)					

公安職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1 級	巡査の職務	458	12.7%	巡査	458	1,031	28.7%	係 員 級
				計	458			
2 級	1 巡査長たる巡査の職務 2 高度の知識経験を必要とする業務を行う巡査の職務	573	15.9%	巡査	573			
				計	573			
3 級	1 警察本部の主任の職務 2 専門的な知識経験を必要とする業務を行う巡査長たる巡査の職務	901 (6)	25.0%	主任	621	1,903 (23)	52.9%	係 長 級
				主任（再任用）	6			
				巡査	274			
				計	901 (6)			
4 級	1 警察本部の係長の職務 2 困難な業務を行う警察本部の主任の職務	1,002 (17)	27.9%	係長	548			
				係長（再任用）	16			
				主任	437			
				主任（再任用）	1			
				計	1,002 (17)			
5 級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 困難な業務を行う警察本部の	443 (18)	12.3%	課長補佐	55	551 (19)	15.3%	課 長 補 佐
				係長	264			
				係長（再任用）	18			
				隊長補佐	2			

	係長の職務			通信司令官	2			級
				検視官	4			
				警察学校校長補佐	3			
				警察署課長	93			
				警察署警部交番所長	2			
				計	443			
					(18)			
6 級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務	108 (1)	3. 0%	課長補佐	29			
				課長補佐（再任用）	1			
				次席	21			
				副隊長	5			
				取調べ監督指導官	1			
				相談指導官	1			
				鉄道警察隊副隊長	1			
				中隊長	1			
				高速道路交通警察隊分駐隊長	1			
				隊長補佐	1			
				通信司令官	1			
				警察署次長	9			
				警察署特命指導官	6			
				警察署課長	30			
				計	108			
					(1)			
7 級	警察本部の課長の職務	77	2. 1%	課長	16	77	2. 1%	課長級
				上席監察官	1			
				隊長	5			
				管理官	6			
				監察官	2			
				総括情報管理官	1			
				調査官	13			
				秘書官	1			
				公安委員会事務室長	1			
				広報官	1			
				人事企画官	1			
				総合企画官	1			
				人材育成企画官	1			
				首席検視官	1			
				刑事指導室長	1			
				交通捜査室長	1			
				交通捜査対策官	1			

				災害対策室長	1			
				警察学校副校長	1			
				警察署長	8			
				警察署副署長	12			
				中津川警察署次長	1			
				計	77			
8 級	1 警察本部の部長 の職務	18	0. 5%	課長	9	18	0. 5%	次 長 級
	2 困難な業務を行 う警察本部の課長 の職務			警察航空隊長	1			
				科学捜査研究所長	1			
				警察署長	7			
				計	18			
9 級	困難な業務を行う警 察本部の部長の職務	17	0. 5%	部長	1	17	0. 5%	部 長 級
				総務室長	1			
				組織犯罪対策統括官	1			
				参事官	8			
				警察学校長	1			
				警察署長	5			
				計	17			
	合計	3, 597 (42)	100% (1. 2%)					

教育職給料表(一)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1 級	大学の教務職員の職務	0	0. 0%	教務職員	0	0	0. 0%	係 員 級
				計	0			
2 級	大学の助教又は助手 の職務	0	0. 0%	助教	0	0	0. 0%	係 長 級
				助手	0			
				計	0			
3 級	大学の講師の職務	1	5. 3%	講師	1	1	5. 3%	課 長 補 佐 級
				計	1			
4 級	大学の准教授の職務	7	36. 8%	准教授	7	7	36. 8%	課 長 級
				計	7			
5 級	大学の教授の職務	10	52. 6%	教授	7	10	52. 6%	次 長
				研究科長	1			

				図書館長	1			級
				産業文化研究センター長	1			
				計	10			
6 級	大学の学長の職務	1	5.3%	学長	1	1	5.3%	部
				計	1			長
								級
	合計	19	100%					
		(0)	(0%)					

教育職給料表(二)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1 級	1 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	1,122 (3)	20.6%	講師 養護教諭 養護助教諭 実習助手 寄宿舎指導員 寄宿舎指導員（再任用） 計	798 7 33 254 27 3 1,122 (3)	1,122 (3)	20.6%	係 員 級
2 級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手の職務	4,108 (242)	75.4%	教諭 教諭（再任用） 養護教諭 養護教諭（再任用） 栄養教諭 実習助手 実習助手（再任用） 寄宿舎指導員 講師 計	3,698 224 107 3 8 45 15 6 2 4,108 (242)	4,108 (242)	75.4%	係 長 級
特 2 級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	0	0.0%	主幹教諭 指導教諭 計	0 0 0	0	0.0%	課 長 補 佐 級
3 級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	132	2.4%	副校長 教頭 計	12 120 132	132	2.4%	課 長 級

4 級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	85 (3)	1. 6%	校長	82	85 (3)	1. 6%	次 長 級
				校長（再任用）	3			
				計	85 (3)			
	合計	5, 447 (248)	100% (4. 6%)					

教育職給料表(三)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1 級	中学校、小学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	1, 241	10. 9%	講師 教諭 養護助教諭 計	1, 129 1 111 1, 241	1, 241	10. 9%	係 員 級
2 級	中学校、小学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	8, 959 (170)	78. 4%	教諭 教諭(再任用) 養護教諭 養護教諭(再任用) 栄養教諭 栄養教諭(再任用) 計	8, 204 158 465 11 120 1 8, 959 (170)	8, 959 (170)	78. 4%	係 長 級
特 2 級	中学校、小学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	70	0. 6%	主幹教諭 計	70 70	70	0. 6%	課 長 補 佐 級
3 級	中学校、小学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	620	5. 4%	副校長 教頭 計	1 619 620	620	5. 4%	課 長 級
4 級	中学校、小学校又は義務教育学校の校長の職務	540 (6)	4. 7%	校長 校長(再任用) 計	534 6 540 (6)	540 (6)	4. 7%	次 長 級
	合計	11, 430 (176)	100% (1. 5%)					

教育職給料表(四)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1 級	専修学校の助教又は 助手の職務	0	0.0%	助教	0	0	0.0%	係 員 級
				助手	0			
				計	0			
2 級	専修学校の講師の職務	6	23.1%	講師	6	6	23.1%	係 長 級
				計	6			
3 級	専修学校の准教授の 職務	11	42.3%	准教授	11	11	42.3%	課 長 補 佐 級
				計	11			
4 級	専修学校の教授の職務	8	30.8%	教授	8	8	30.8%	課 長 級
				計	8			
5 級	専修学校の校長の職務	1	3.8%	学長	1	1	3.8%	次 長 級
				計	1			
	合計	26 (0)	100% (0%)					

研究職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1 級	補助的研究を行う研究員の職務	4	1.7%	研究員	3	4	1.7%	係 員 級
				技師	1			
				計	4			
2 級	1 専門研究員又は 主任研究員の職務 2 知識経験を必要とする業務を行う 研究員の職務	135	56.7%	専門研究員	70	135	56.7%	係 長 級
				主任研究員	29			
				研究員	36			
				計	135			
3 級	主任専門研究員の職務	63 (6)	26.5%	主任専門研究員	42	63 (6)	26.5%	課 長 補 佐
				主任専門研究員(再任用)	6			
				部長	14			
				研究官	1			

				計	63 (6)			級
4 級	1 試験研究機関の 長の職務 2 部長研究員の職 務	31	13.0%	部長研究員 担当主幹 飛騨牛銘柄推進監 所長 センター長 管理監 研究官 計	19 1 1 6 1 2 1 31	31	13.0%	課 長 級
5 級	困難な業務を行う試 験研究機関の長の職 務	5	2.1%	所長 計	5 5	5	2.1%	次 長 級
合計		238 (6)	100% (2.5%)					

医療職給料表(一)

職務の級	級別標準職務表に規 定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1 級	医療業務を行う技師 の職務	16	51.6%	技師 計	16 16	16	51.6%	係 員 級
2 級	医療業務を行う医長 又は技術主査の職務	5	16.1%	技術主査 係長 計	4 1 5	5	16.1%	係 課 長 長 級 補 佐 級
3 級	1 医療機関の長の 職務 2 医療業務を行う 主任医長の職務	1	3.2%	所長 計	1 1	1	3.2%	課 長 級
4 級	1 困難な統括業務 を行う医療機関の 長の職務 2 特に高度の知識 経験に基づき困難 な医療業務を行う 主任医長の職務	9	29.0%	所長 希望が丘子ども医療福祉セ ンター部長 計	7 2 9	9	29.0%	次 長 級
合計		31 (0)	100% (0%)					

医療職給料表(二)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1 級	技師の職務	67	26.7%	技師	67	105 (4)	41.8%	係 員 級
				計	67			
2 級	相当高度の知識経験を必要とする業務を行う技師の職務	38 (4)	15.1%	技師	33	81	32.3%	係 長 級
				主任技師	1			
				主任技師(再任用)	4			
				計	38 (4)			
3 級	主任技師の職務	42	16.7%	主任技師	41	81	32.3%	係 長 級
				主任	1			
				計	42			
4 級	技術主査の職務	39	15.5%	技術主査	31	81	32.3%	係 長 級
				係長心得	6			
				衛生専門学校教務主任	2			
				計	39			
5 級	技術課長補佐又は係長の職務	34 (4)	13.5%	技術課長補佐	13	34 (4)	13.5%	課 長 補 佐 級
				技術課長補佐(再任用)	4			
				係長	16			
				食肉衛生検査所課長	1			
				計	34 (4)			
6 級	現地機関の長又は課長の職務	28	11.2%	所長	8	28	11.2%	課 長 級
				課長	14			
				担当主幹	4			
				食肉検査監	1			
				病性鑑定監	1			
				計	28			
7 級	困難な業務を行う現地機関の長の職務	3	1.2%	所長	3	3	1.2%	
				計	3			
	合計	251 (8)	100% (3.2%)					

医療職給料表(三)

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1 級	技師の職務	1	0.7%	技師	1	51	33.3%	係

				計	1	(3)		員 級
2 級	相当高度の知識経験を必要とする業務を行う技師の職務	50 (3)	32.7%	技師 主任技師（再任用） 計	47 3 50 (3)			
3 級	主任技師の職務	38	24.8%	主任技師 主任 計	35 3 38	58	37.9%	係 長 級
4 級	技術主査の職務	20	13.1%	技術主査 計	20 20			
5 級	技術課長補佐又は係長の職務	27 (1)	17.6%	技術課長補佐 技術課長補佐（再任用） 係長 希望が丘こども医療福祉センター上席看護師長 計	6 1 19 1 27 (1)	27 (1)	17.6%	課 長 補 佐 級
6 級	現地機関の長又は課長の職務	17	11.1%	担当主幹 保健所課長 衛生専門学校副校長 衛生専門学校校長 看護専門学校校長 希望が丘こども医療福祉センター看護部長 精神保健福祉センター課長 計	6 5 1 1 2 1 1 17	17	11.1%	課 長 級
7 級	困難な業務を行う現地機関の長の職務	0	0.0%			0	0.0%	次 長 級
	合計	153 (4)	100% (2.6%)		0			

技能労務職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	66 (32)	44.3%	技能職 技能職(再任用) 労務職(再任用) 計	34 25 7 66 (32)	83 (32)	55.7%	係 員 級

2 級	1 技術員の職務 2 高度の技能又は 経験を必要とする 業務を行う職務	17	11.4%	技術員 技能職 労務職 計	1 11 5 17			
3 級	1 副車庫長、技師 又は相当高度の技 能若しくは経験を 必要とする技術員 の職務 2 職長（調理師長、 農業班長及び土木 班長をいう。以下 同じ。）又は主任の 職務	46	30.9%	技師 主任 主任技術職 主任技能職 主任労務職 計	8 5 11 12 10 46	65	43.6%	係 長 級
4 級	1 困難な業務を行 う副車庫長又は高 度の技能若しくは 経験を必要とする 技師の職務 2 困難な業務を行 う職長又は特に困 難な業務を行う主 任の職務	19	12.8%	副車庫長 技師 職長 主任 主任技術職 計	1 4 4 6 4 19			
5 級	1 車庫長の職務 2 極めて困難な業 務を行う職長又は 主任の職務	1	0.7%	車庫長 計	1 1	1	0.7%	課 長 補 佐 級
合計		149 (32)	100% (21.5%)					

特定任期付職員

号給	基準となる職務	合計		内訳	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)
1 号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその 知識経験を活用して従事する職務	0	0.0%	計	0
2 号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその 知識経験を活用して従事する困難な職務	0	0.0%	計	0
3 号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその	0	0.0%		

	知識経験を活用して従事する特に困難な職務				
				計	0
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0%		
				計	0
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務で重要なもの	0	0.0%		
				計	0
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難な職務で重要なもの	0	0.0%		
				計	0
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難な職務で特に重要なもの	1	100%	次長	1
				計	1
	合計	1 (0)	100% (0%)		

(注) 特定任期付職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項の規定により採用された職員です。

② 水道事業会計職員の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1級	主事又は技師の職務	13	19.4%	主事	3	19 (1)	28.4%	係 員 級
				技師	10			
				計	13			
2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	6 (1)	9.0%	主事	1	6 (1)		
				技師	4			
				主任技師(再任用)	1			
				計	6			
3級	主査若しくは技術主査又は主任若しくは主任技師の職務	23	34.3%	主査(係長心得含む)	4	23	34.3%	係 長 級
				技術主査(係長心得含む)	11			
				主任	1			
				主任技師	7			
				計	23			
4級	課長補佐若しくは技術課長補佐又は係長	9 (3)	13.4%	技術課長補佐(再任用)	3	16 (3)	23.9%	課 長
				係長	6			

	の職務			計	9 (3)			補 佐 級
5 級	困難な業務を行う課 長補佐又は技術課長 補佐の職務	7	10.4%	課長補佐 技術課長補佐 工務管理課長 計	2 4 1 7			
6 級	本庁の課長の職務	9	13.4%	課長 県営水道経営企画監 東部広域水道事務所長 東部広域水道事務所副所長 東部広域水道事務所場長 東部広域水道事務所課長 計	1 1 1 2 3 1 9	9	13.4%	課 長 級
7 級	困難な業務を行う本 庁の課長の職務	0	0.0%	計	0			
8 級	本庁の次長の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	次 長 級
9 級	本庁の部長の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	部 長 級
合計		67 (4)	100% (6.0%)					

③ 工業用水道事業会計の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	級別標準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		職員数 (人)	構成比 (%)	職 名	職員数 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	段階
1 級	主事又は技師の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	係 員 級
2 級	高度の知識経験を必要とする業務を行う 主事又は技師の職務	0	0.0%	計	0			
3 級	主査若しくは技術主 査又は主任若しくは 主任技師の職務	1	100%	主任技師 計	1 1	1	100%	係 長 級
4 級	課長補佐若しくは技 術課長補佐又は係長 の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	課 長 補 佐
5 級	困難な業務を行う課	0	0.0%					

	長補佐又は技術課長 補佐の職務			計	0			級
6 級	本庁の課長の職務	0	0.0%			0	0.0%	課 長 級
				計	0			
7 級	困難な業務を行う本 庁の課長の職務	0	0.0%					
				計	0			
8 級	本庁の次長の職務	0	0.0%			0	0.0%	次 長 級
				計	0			
9 級	本庁の部長の職務	0	0.0%			0	0.0%	部 長 級
				計	0			
	合計	1 (0)	100% (0%)					

④ 昇給の状況

この表は、平成30年度の昇給について、昇給号給ごとの職員数を示しています。

なお、平成30年度の昇給は、昇給号給数4号給を標準として行いました。

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職	高等(専修) 学校教育職	小・中学校 教 育 職	警 察 職
30年度	職 員 数 (A)	24,377	5,444	154	4,597	10,545	3,637
	昇給に係る職員数(B)	18,289	4,388	93	3,259	7,535	3,014
	号給数別内訳	1号給	223	32	0	28	109
		2号給	428	101	4	101	56
		3号給	1,165	243	4	243	99
		4号給	12,758	2,965	71	2,328	2,005
		5号給	157	152	0	0	3
		6号給	1,755	432	6	239	446
		7号給	750	209	1	126	96
		8号給	1,053	254	7	194	200
	比率(B)／(A) (%)	75.0	80.6	60.4	70.9	71.5	82.9

(注) 職員数は、平成31年1月1日現在の職員数です。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

期末手当及び勤勉手当は、毎年6月と12月に支給され、期末手当は在職期間に応じ、勤勉手当は勤務成績に応じて支給されます。

期末手当及び勤勉手当の平均支給額及び支給内容は、次のとおりです。

岐 阜 県	国
1人当たり平均支給額 (30年度) 1,715千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.60月分 1.85月分 管理・監督職員 2.20月分 2.25月分 再任用職員 1.45月分 0.90月分	(30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 一般職員 2.60月分 1.85月分 管理・監督職員 2.20月分 2.25月分 再任用職員 1.45月分 0.90月分
(加算措置の状況) 役職加算 5%～20% 管理加算 15%、25%	(加算措置の状況) 役職加算 5%～20% 管理加算 10%～25%

(注) 1 管理・監督職員とは、部次長級の職員をいいます。

2 加算措置は、職制上の段階や職務の級等により基礎額に対し加算されます。

② 退職手当 (平成31年4月1日現在)

退職手当は、退職時の給料月額に勤続期間及び退職理由に応じた支給率を乗じて計算された額に職責等に応じた調整額を加算したものが支給されます。

退職手当の支給率及び1人当たりの平均支給額は、次のとおりです。

岐 阜 県		
(支給率)	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
(その他の加算措置)		
定年前早期退職特例措置 (2～20%)		
職責等に応じた調整額加算措置 (月0～65,000円、60月分)		
(1人当たり平均支給額)		
自己都合：504千円 定年・勸奨：15,210千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当 (平成31年4月1日現在)

地域手当は、民間における地域の賃金等を考慮し、人事委員会規則で定める地域区分に応じ支給され、給料・扶養手当・管理職手当の合計額に、勤務する地域区分の支給率を乗じた額を支給します。

地域手当の支給実績、1人当たりの平均支給月額及び支給対象地域は、次のとおりです。

支 給 実 績 (31年 4 月)		190,651 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給月額 (31年 4 月)		7,843 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
東京都特別区	26 人	18 %	20 %
医師及び歯科医師	25 人	16 %	16 %
川崎市、大阪市	2 人	14 %	16 %
名古屋市	1 人	13 %	15 %
京都市	2 人	8 %	10 %
富山市	1 人	1 %	3 %
岐阜市、大垣市、多治見市、美濃加茂市、 各務原市、可児市、瑞穂市	13,541人	3 %	岐阜市 6 % 岐阜市以外 3 %
上記以外の県内市町	10,709人	1 %	0 %

④ 特殊勤務手当 (平成31年 4 月 1 日現在)

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事したときに支給されます。
特殊勤務手当の支給実績等は、次のとおりです。

支給実績 (31年 4 月)	95,797 千円
支給職員 1 人当たり平均支給月額 (31年 4 月)	8,742 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (31年 4 月)	45.0 %
手当の種類 (手当数)	26 種類

⑤ 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、現に勤務した職員に対して支給される手当です。

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間当たりの給与額に、25 %から 175 %までの支給率を乗じた額を支給します。

時間外勤務手当の支給実績等は、次のとおりです。

支給実績 (31年 4 月)	369,573 千円
支給職員 1 人当たり平均支給月額 (31年 4 月)	51,244 円
支給実績 (30年 4 月)	338,213 千円
支給職員 1 人当たり平均支給月額 (30年 4 月)	48,552 円

⑥ その他の手当 (平成31年 4 月 1 日現在)

上記以外のその他の手当には、次のものがあります。

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・配偶者は月額6,500円 ・子は月額10,000円	同じ	

	・その他の扶養親族は月額6,500円 ・16歳から22歳の子には5,000円加算 ※令和2年度まで経過措置あり		
住居手当	①借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し家賃相当額に応じ月額27,000円まで支給 ②単身赴任手当受給者の留守宅に係る手当 留守家族の居住する借家・借間の家賃を負担する職員 ①の1/2の額	同じ	
初任給調整手当	専門的知識を必要とする職員の採用を容易にするため新たに採用された職員に支給 ①医師又は歯科医師の職である職員で、採用の日から35年以内の期間にあるもの ・勤務地域に応じて支給 1種 54,600円～368,800円 2種 49,100円～308,600円 3種 38,900円～251,200円 4種 27,500円～184,700円（参考:岐阜市は2種） ②獣医師の職である職員で、採用の日から15年以内の期間にあるもの 上限30,000円 ③①、②に掲げる職以外の職のうち、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職員で、採用の日から5年以内の期間にあるもの 上限2,500円	異なる	獣医師に係る手当について、国は支給なし
通勤手当	通勤のために要する費用を直接負担している職員に対して支給 ①交通機関等利用者 運賃相当額に応じ月額55,000円まで ②自動車等使用者 2km以上（片道）の使用者に対して距離に応じ月額2,900円から月額39,900円まで ③新幹線・高速道路等利用者 異動により通勤困難となった職員に対して特急料金又は高速料金の1/2相当額を月額20,000円を限度として加算	異なる	自動車等使用者の自動車等の使用距離区分（国は5kmごと、岐阜県は2kmごと）及びその手当額
単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなり、当該異動等直前の住居から通勤することが困難であるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給	同じ	

	・基礎額 30,000円 ・加算額 職員の住居と配偶者等の住居との交通距離が100km以上である職員に対して、交通距離の区分に応じ加算。		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。本手当が支給される職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給されない。 ・給料表、級及び区分に応じた定額 - 行政職給料表 40,400円～128,900円	同じ	
特地勤務手当	生活の不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・(給料月額+扶養手当の月額)×支給率(4～16%)	同じ	
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に支給 ・(給料月額+扶養手当の月額)×支給率(4～16%)	—	
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程を置く高等学校の教職員に対し支給 ・給料月額×支給割合(5%、管理職については4%)	—	
産業教育手当	農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教員で、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する職員に支給 ・給料月額×支給率(3%～5%)	—	
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校及び特別支援学校の小・中学部に勤務する教育職員に支給 ・給料表、職務の級、号給等別に定められた額(2,000円～8,000円)	—	
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に従事する職員に支給 ・給料月額×8%	—	
宿日直手当	正規の勤務時間が割り振られている時間以外の時間又は休日等において、本来の勤務に従事しないで行う宿日直勤務に対し支給 ①管理当直(庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務) ・通常勤務1回につき 4,400円 ②業務当直(学生等の生活指導又は生活の介助等のための当直勤務等) ・通常勤務1回につき 2,650円～7,400円	同じ	
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給される職員が臨時又は緊急その他の必要により、週休日等又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・週休日等 4,000円～12,000円/勤務1回 ・週休日等以外 2,000円～6,000円/勤務1回	同じ	

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に、当該勤務した時間に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×勤務時間数	同じ	
休日勤務手当	休日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務した職員に対し支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135%×勤務時間数	同じ	
寒冷地手当	一定の寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に対し支給 ・7,360円～26,380円	同じ	
災害派遣手当等	災害対策基本法に規定する応急対策又は災害復旧のために県に派遣された者が、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要する場合等に支給 ・期間中1日につき 3,970円～6,620円		

(5) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

知事等の特別職の報酬等については、次のとおりです。

区 分			給 料 月 額 等
給 料	知 事		1,340,000円
	副 知 事		1,060,000円
報 酬	議 長		1,020,000円
	副 議 長		920,000円
	議 員		850,000円
期 末 手 当	知 事		(30年度支給割合)
	副 知 事		4.30月分
	議 長		(30年度支給割合)
	副 議 長 議 員		4.30月分
退 職 手 当	知 事		(算定方式) 給料月額×在職月数×100分の58
	副 知 事		給料月額×在職月数×100分の41
			(支給時期) 任期ごと

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

平成31年4月1日現在における職員（看護師等の交替制勤務職員、学校教員、警察官等を除く一般の事務職員）の勤務時間その他の勤務条件の概要です。

(1) 勤務時間

① 週休日及び勤務時間の割振り

ア 勤務時間

1週間当たり（週平均）38時間45分、1日につき7時間45分

8時30分～17時15分

イ 休憩時間

12時00分～13時00分

※休憩時間は、職務専念義務から完全に解放される自由な時間で、その間の給与は支給されません。

ウ 週休日

日曜日及び土曜日

※週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいいます。

② 休日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始の休日（12月29日から12月31日までの日、1月2日及び1月3日）

※休日とは、正規の勤務時間が割り振られているが、原則職務専念義務が免除される日をいいます。

③ 育児短時間勤務

ア 意義及び性格

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備を図るため、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する一般職の職員（非常勤職員等は対象とならない。）が、ウの勤務形態により勤務することが認められる制度です。給料は、勤務時間に応じて減額されます。

イ 取得可能期間

育児短時間勤務により養育しようとする子が小学校就学の始期に達するまで

ウ 勤務形態（4種類）

・月～金に各3時間55分（週19時間35分）

・月～金に各4時間55分（週24時間35分）

・月～金のうちの3日を各7時間45分（週23時間15分）

・月～金のうちの2日を各7時間45分＋1日を3時間55分（週19時間25分）

(2) 休暇

① 休暇の種類

休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇があります。

② 年次休暇

ア 意義及び性格

利用目的のいかんにかかわらず保障される有給休暇

イ 付与日数

1年（1暦年）ごとに20日（20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越し可）

※年の中途における新規採用職員等の付与日数は、その年の在職期間に応じて定められます。

③ 病気休暇

ア 意義及び性格

負傷又は疾病のために勤務できない職員に対し、医師の証明書等に基づき、治療に専念させる目的で勤務しないことが相当と認められる場合の有給休暇

イ 付与期間

○公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合

その療養に必要と認められる期間

○結核性疾患の場合

1 年の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

○妊娠に起因する疾病の場合

6 月の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

○上記以外の負傷又は疾病の場合

90 日の範囲内においてその療養に必要と認められる期間

④ 特別休暇

ア 意義及び性格

職員が私生活上ないし社会生活上の事由により勤務しないことが道義上、社会慣習上真にやむを得ないと認められる場合の有給休暇

イ 代表的な特別休暇と付与期間

○結婚の場合 7 日以内

○出産の場合 産前 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）・産後 8 週間以内

○親族の死亡の場合 配偶者：10 日以内、父母：7 日以内、子：7 日以内 等

○夏期休暇 6 月から 9 月までの間に原則連続する 4 日（1 日ごとに分割取得も可）

○骨髓提供の場合 その都度必要と認める日又は時間

○ボランティア参加の場合 1 年に 5 日以内

○官公署へ出頭の場合 その都度必要と認める時間

⑤ 介護休暇

ア 意義及び性格

負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等の介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合の無給休暇

イ 付与期間

通算して 6 月の期間内において必要と認められる期間

⑥ 介護時間

ア 意義及び性格

要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において 1 日の一部につき勤務しないことが相当であると認められる無給休暇

イ 付与期間

連続する 3 年の期間内において、1 日つき 2 時間を超えない範囲内

⑦ 組合休暇

ア 意義及び性格

職員団体の執行機関、議決機関等の構成員として当該機関の業務に従事する場合の無給休暇

イ 付与期間

1 年に 30 日以内

5 職員の休業の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在における職員の休業制度の概要及び取得状況です。

(1) 育児休業の概要

① 育児休業

ア 意義及び性格

3 歳に満たない子を養育する職員に対し、その身分を保有したまま、職務に従事せず育児に専念できる制度です。給料は、支給されません。

イ 取得可能期間

当該育児休業に係る子が 3 歳に達する日まで

② 部分休業

ア 意義及び性格

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対し、1 日の勤務時間の一部を勤務しないことを認めることにより、仕事と育児の両立を図る制度です。休業時間中、給料は、支給されません。

イ 取得可能期間及び時間

期間：部分休業により養育しようとする子が小学校就学の始期に達するまで

時間：勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間を超えない範囲

(2) 修学部分休業の概要

ア 意義及び性格

大学等での修学のため、公務の運営に支障がなく、職員の公務に関する能力の向上に資する場合に認められる制度です。休業中、給料は、支給されません。

イ 取得可能期間及び時間

期間：2 年を超えない期間

時間：1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で必要とされる時間

(3) 自己啓発等休業の概要

ア 意義及び性格

大学等課程の履修又は国際貢献活動のため、公務の運営に支障がなく、職員の公務に関する能力の向上に資する場合に認められる制度です。給料は、支給されません。

イ 取得可能期間

大学等課程の履修の場合は、2 年（特に必要な場合は 3 年）を超えない期間

国際貢献活動の場合は、3 年を超えない期間

(4) 配偶者同行休業の概要

ア 意義及び性格

外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、公務の運営に支障がなく、職務に復帰後一定期間在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思がある場合に認められる制度です。給料は、支給されません。

イ 取得可能期間

3 年を超えない期間

(5) 休業の取得状況（平成30年度中の新規取得者数）

(単位：人)

区 分	育児休業		育児部分休業		修学部分休業		自己啓発等休業		配偶者同行休業	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
知事部局	29	37	1	27	1	0	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	7	391	2	49	0	0	0	0	0	2
監査委員事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	1	21	0	2	0	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
美術館等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際園芸アカデミー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
森林文化アカデミー	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	39	449	3	79	1	0	0	0	0	2

(注) 区分については、以下のとおりです。また、以降の表記においても同様とします。

美術館等：美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所及び文化財保護センターをいい、教育委員会の事務委任を受けた環境生活部長を任命権者とする機関
 国際園芸アカデミー：教育委員会の事務委任を受けた農政部長を任命権者とする県立の専修学校
 森林文化アカデミー：教育委員会の事務委任を受けた林政部長を任命権者とする県立の専修学校

6 分限処分及び懲戒処分の状況

平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの間に、分限処分及び懲戒処分を受けた職員数、処分の内容等の状況です。

(1) 分限処分**① 処分事由別分限処分者数**

(単位：人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失 職
勤務実績が良くない場合（地方公務員法（以下「法」）第28条第1項第1号）						
心身の故障の場合 （法第28条第1項第2号及び第2項第1号）			344		344	
職に必要な適格性を欠く場合 （法第28条第1項第3号）						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合（法第28条第1項第4号）						
刑事事件に関し起訴された場合 （法第28条第2項第2号）			2		2	
条例に定める事由による場合 （法第27条第2項）						
合 計			346		346	
法第28条第4項により失職した者						

② 休職者数

(単位：人)

区 分	当該年度中に新たな処分又は期間更新が行われ、休職状態にあった者の実数	当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にあった者の実数	合 計
心身の故障の場合 （法第28条第2項第1号）	163	6	169
刑事事件に関し起訴された場合 （法第28条第2項第2号）	2	1	3
条例で定める事由による場合 （法第27条第2項）			
合 計	165	7	172

(2) 懲戒処分

① 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計	訓告等
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	0	2	4	0	6	17
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合(法第29条第1項第2号)	7	2	3	0	12	96
全体の奉仕者にふさわしくない非 行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	3	4	2	3	12	99
合 計	10	8	9	3	30	212

② 行為別懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計	訓告等
給与・任用関係						
一般服務違反関係	6	4	4	2	16	73
一般非行関係	1	2	5	1	9	9
収賄等関係						
道交法違反	1	2			3	92
管理・監督責任	2				2	38
合 計	10	8	9	3	30	212

※ 知事部局、教育委員会、公安委員会等を合わせて集計しています。

※ 同一の者が複数回にわたって分限処分又は懲戒処分に付された場合は、その数を重複して集計しています。

※ 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして集計しています。

7 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、民間企業の労働者とは異なるサービス上の強い制約が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、「6 分限処分及び懲戒処分の状況」のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員（県費負担教職員）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、市町村教育委員会がそのサービスを監督すると定められています。

さらに、岐阜県職員サービス規程、岐阜県職員倫理規程及び岐阜県職員倫理憲章を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を定めるとともに、職員の職務に利害関係がある事業者及び個人との接触に当たっての禁止事項等を定めています。

なお、教育委員会及び警察本部においても同様の規程を制定しています。

8 退職管理の状況

平成 28 年 4 月 1 日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、在職中のポストや職務内容に応じて、離職前の職務に関し、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、岐阜県においてもこれを円滑に実施するため、次の措置を講じています。

○再就職情報の届出

管理又は監督の地位にあった元職員が、離職後 5 年間、営利企業等に再就職した場合は、任命権者等に再就職情報を届け出なければならないと定めています。（岐阜県職員の退職管理に関する条例第 3 条）

なお、職員の再就職の状況については、県公式ホームページで公表しています。

9 研修の状況

(1) 各任命権者の機関別の研修の概要

平成30年度の各任命権者の機関別の研修の概要は、次のとおりです。

① 知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー

○職員研修所研修

職員研修機関である職員研修所が実施する幅広い研修

○所属機関研修

職務研修

全庁で実施される業務に関連した高度で専門的な知識・技能の習得や効率的・能率的な業務処理の向上等を図るために、全庁の担当職員等を対象に担当部局が実施する研修

部局研修

部局における業務に関連した高度で専門的な知識・技能の習得や、効率的・能率的な業務処理の向上等を図るために、各部局内の担当職員等を対象に実施する研修

職場研修

各職場における業務の遂行過程を通して、職務上必要な知識、技能等の習得や県職員としての資質形成等を図るために、職員が勤務している職場内において実施する研修

○派遣研修

国、民間企業、大学院、海外等に派遣して、幅広い能力開発を図るための研修

② 教育委員会

○総合教育センター研修

教職員研修機関である総合教育センターが実施する幅広い研修（経験年数や職務に応じた研修、専門研修等）

○派遣研修

独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、民間企業、海外教育機関等に派遣して、資質や専門性の向上を図る研修

○校内研修

各学校が学校の中で抱えているそれぞれの課題に対応した内容で独自のカリキュラムを策定して実施する研修

③ 警察本部

○学校教養

岐阜県警察学校、管区警察学校、警察大学校その他の教育機関において行う教養訓練

○職場教養

警察職員が職務を執行しながら修得すべき内容について、日常的に職場において行う教養訓練

(2) 研修・教育機関における研修の実施状況

平成30年度の研修・教育機関における研修の実施状況は、次のとおりです。

岐阜県職員研修所

課程	講座数	修了者数 (人)
指定研修 (各階層への昇任時に実施する研修等)	13	2,854
選択研修 (職員の能力向上を目指した研修等)	47	4,359
キャリア形成研修 (職員のキャリア形成意識醸成のための研修)	2	166

岐阜県総合教育センター

課程	講座数	修了者数 (人)
経験年数に応じた講座	30	1,391
職務に応じた講座	28	1,383
専門研修 (学習指導講座、生徒指導講座、経営・分掌講座、スキルアップ講座、重点講話、特別講話、e-Learning講座、育児休業復帰支援研修、リーダー養成研修)	151	10,708

岐阜県警察学校等

実施機関	課程	修了者数 (人)
岐阜県警察学校	初任科	147
	初任補修科	147
	巡査部長任用科	5
	警部補任用科	5
	部門別任用科	84
	専科	440
	一般職員初任科	18
中部管区警察学校	巡査部長任用科	67
	警部補任用科	54
	専科	26
	主任任用科	6
	係長任用科	5
他管区警察学校	専科	38
警察大学校	警部任用科	25
	専科	36
	指定職種任用科	6
	教官養成科	7
	術科指導者養成科	1

	研究科		4
	警察運営科		13
	課長補佐任用科		6
	特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	1
		捜査幹部養成科	1
	国際警察センター	捜査実務研修科	3
		語学研修科	4
	財務捜査研修センター		1
	取調べ技術総合研究・研修センター		1
	サイバーセキュリティ研究・研修センター		3
	情報通信学校		3

10 福祉及び利益の保護の状況**(1) 公務災害の認定状況（認定件数）**

公務に起因する災害及び通勤災害について、平成30年度において以下のとおり認定しました。

なお、補償は、職員については地方公務員災害補償基金が行い、条例職員（県議会議員、その他の非常勤職員）については、県が行っています。

（単位：件）

区 分	職 員	条例職員
知事部局	29	4
議会事務局	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0
教育委員会	118	0
監査委員事務局	1	0
警察本部	90	0
人事委員会事務局	0	0
美術館等	2	0
国際園芸アカデミー	1	0
森林文化アカデミー	0	0
合 計	241	4

(2) 健康管理事業の実施状況（受診者数）

労働安全衛生法に基づき職員の定期健康診断を実施するとともに、結核予防法に基づく健康診断及び法令に定める特殊業務（有害要因を取り扱う業務等）に従事する職員に対して所定の健康診断を実施しました。

なお、平成5年度から30歳以上の希望職員に対して、また、平成22年度からは30歳代偶数年齢及び40歳以上の希望職員に対して、人間ドックを定期健康診断に位置づけて実施しています。

（単位：人）

区 分	一般定期 健康診断	人間ドック	結核精密 健康診断	特殊業務従事 者健康診断
知事部局	1,392	2,936	0	452
議会事務局	8	19	0	0
選挙管理委員会事務局	3	1	0	0
教育委員会	2,876	3,330	0	0
監査委員事務局	4	19	0	0
警察本部	1,747	2,236	0	1,313
人事委員会事務局	4	8	0	0
美術館等	23	79	0	0
国際園芸アカデミー	1	17	0	0
森林文化アカデミー	9	29	0	0
合 計	6,067	8,674	0	1,765

(3) 恩給及び退隠料支出の状況

昭和37年の共済組合制度発足前に退職した職員及び遺族に対して、恩給（国任命職員）及び退隠料（県任命職員）を支給しました。

（単位：人）

区 分	恩 給	恩 給 扶 助 料	退 隠 料	退 隠 料 遺 族 扶 助 料
知事部局	0	13	1	7
教育委員会	7	35	0	2
警察本部	7	51	0	0
合 計	14	99	1	9

(4) 利益の保護の状況

職員の利益については、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分についての不服申立、審査請求制度によって保護されています。

① 勤務条件に関する措置の要求

勤務条件に関する措置の要求制度は、職員が、勤務条件の改善を図るため、適当な措置が執られるよう、人事委員会に対して要求できる制度です。

なお、実際に職員から措置要求があった場合、人事委員会はその内容を審査し、必要な勧告を行うほか、あっせん等により問題の解決を図ります。

② 不利益処分に関する不服申立て、審査請求

不利益処分に関する不服申立、審査請求制度は、職員が懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対してその処分の是正を要求できる制度です。

なお、実際に職員から不服申立て、審査請求があった場合、人事委員会は、その内容を審査し、処分の修正若しくは取消し又は承認を行います。

二 人事委員会の業務の状況

1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（平成30年10月）

① 給与勧告の骨子

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（576円 0.16％）を解消するため、給料表を引上げ改定
- ・特別給（現行4.40月分）は、民間のボーナス（4.46月）を下回るため、0.05月分引上げ改定

② 平成30年4月公民較差に基づく改定

<民間給与との比較>

月例給

民間給与が職員給与（行政職）を1人当たり平均576円（0.16％）上回っていた。

<調査結果>

民間の給与(A)	職員の給与(B)	較差(A)-(B)
371,955円	371,379円	576円(0.16%)

特別給

民間のボーナス支給月数（年間4.46月）は、職員の期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数（年間4.40月）を0.06月分上回っていた。

<調査結果>

民間の支給割合(A)	4.46 月
職員の支給月数(B)	4.40 月
較差 (A)-(B)	0.06 月

<職員の給与の改定>

給料表

国家公務員の俸給表の改定を参考に引上げ改定

諸手当

期末手当・勤勉手当

- ・民間の支給割合に見合うよう引上げ改定。引上げ分は勤勉手当に配分

初任給調整手当

- ・医療職給料表（一）の改定状況を勘案して引上げ改定

<実施時期> 月例給 平成30年4月1日

特別給 平成30年12月1日

③ 宿日直手当の改定

国家公務員に対してとられる措置を考慮し、所要の改定

(2) 公務運営の改善等に関する報告 (平成30年10月)

① 人材の確保と活用

- ・多彩で有為な人材の確保
- ・人事評価制度の適切な運用
- ・女性職員の活躍促進
- ・若手職員の育成
- ・段階的な定年の引上げ

② 勤務環境の整備

- ・長時間労働の是正
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・職員の健康管理
- ・ハラスメント防止対策
- ・すべての職員の意欲と能力を引き出す環境の整備

③ 公務員倫理の確立等

2 職員の競争試験及び選考の状況

(1)競争試験の状況(平成30年度)

(単位:人)

	実施日 (2次試験)	候補者名簿 確定日	職 種	申込者数	受験者数 (A)	第1次 合格者数	第2次 受験者数	第2次 合格者数	第3次 受験者数	最終合格者数 (B)	採用見込 者数	競争率 (A/B)
大学卒程度	6/24 (7/23～8/2)	8/16	行 政 I	400 (148)	342 (123)	160 (57)	150 (53)	- (-)	- (-)	92 (41)	70人程度	3.7
	6/24 (8/3,30)	9/10	行 政 II	61 (26)	48 (22)	25 (15)	23 (14)	10 (6)	9 (5)	7 (5)	5人程度	6.9
	6/24 (7/10～ 7/20)	8/16	警察行政	35 (19)	30 (15)	20 (10)	20 (10)	- (-)	- (-)	9 (6)	10人程度	3.3
			福 祉	32 (18)	28 (17)	12 (7)	12 (7)	- (-)	- (-)	7 (4)	10人程度	4.0
			心 理	10 (9)	9 (8)	6 (5)	4 (3)	- (-)	- (-)	2 (2)	若干人	4.5
			農 学	25 (10)	22 (8)	19 (7)	18 (6)	- (-)	- (-)	8 (2)	10人程度	2.8
			畜 産	9 (4)	7 (4)	4 (3)	4 (3)	- (-)	- (-)	3 (2)	若干人	2.3
			森林科学	16 (6)	13 (6)	12 (6)	11 (5)	- (-)	- (-)	7 (4)	5人程度	1.9
			土 木	30 (1)	27 (1)	23 (1)	23 (1)	- (-)	- (-)	16 (1)	15人程度	1.7
			建 築	11 (3)	8 (2)	7 (2)	5 (2)	- (-)	- (-)	4 (2)	5人程度	2.0
			農業土木	12 (5)	5 (1)	5 (1)	5 (1)	- (-)	- (-)	5 (1)	5人程度	1.0
			電 気	13 (0)	8 (0)	6 (0)	5 (0)	- (-)	- (-)	3 (0)	5人程度	2.7
	機 械	8 (1)	5 (0)	4 (0)	3 (0)	- (-)	- (-)	2 (0)	5人程度	2.5		
(13職種) 計			662 (250)	552 (207)	303 (114)	283 (105)	10 (6)	9 (5)	165 (70)	-	3.3	
民間	6/24(7/27)	8/16	電気(警察)	6 (0)	6 (0)	4 (0)	3 (0)	- (-)	- (-)	1 (0)	若干人	6.0
	(1職種) 計			6 (0)	6 (0)	4 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	-	6.0
短卒	6/24 (7/27)	8/16	土 木	16 (4)	13 (4)	10 (2)	6 (1)	- (-)	- (-)	4 (1)	5人程度	3.3
	(1職種) 計			16 (4)	13 (4)	10 (2)	6 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	-	3.3
資格免許職	6/24 (7/12,13)	8/16	薬 剤 師	15 (8)	10 (7)	10 (7)	9 (6)	- (-)	- (-)	6 (4)	5人程度	1.7
	6/24 (7/19,20)		管理栄養士	25 (22)	20 (18)	10 (9)	9 (8)	- (-)	- (-)	3 (3)	若干人	6.7
	6/24 (7/10,11)		保 健 師	16 (15)	15 (14)	10 (9)	8 (7)	- (-)	- (-)	6 (6)	5人程度	2.5
	6/24(7/17,18)		臨床検査技師A	13 (6)	12 (5)	4 (1)	4 (1)	- (-)	- (-)	3 (1)	若干人	4.0
	9/23 (10/18)	11/9	司 書	18 (15)	14 (11)	5 (5)	5 (5)	- (-)	- (-)	1 (1)	若干人	14.0
	(5職種) 計			87 (66)	71 (55)	39 (31)	35 (27)	0 (0)	0 (0)	19 (15)	-	3.7
	短大・高校卒	9/23 (10/15～ 10/22)	11/9	事 務 A	102 (43)	92 (36)	63 (25)	57 (22)	- (-)	- (-)	32 (14)	25人程度
事務B(東濃)				12 (5)	10 (4)	7 (2)	4 (2)	- (-)	- (-)	1 (1)	10.0	
事務B(飛騨)				9 (3)	9 (3)	4 (1)	4 (1)	- (-)	- (-)	2 (0)	4.5	
警察事務				59 (32)	52 (27)	30 (13)	29 (13)	- (-)	- (-)	10 (5)	10人程度	5.2
農 業				7 (4)	7 (4)	4 (2)	4 (2)	- (-)	- (-)	2 (2)	若干人	3.5
林 業				10 (1)	10 (1)	6 (0)	6 (0)	- (-)	- (-)	3 (0)	若干人	3.3
農業土木				6 (2)	5 (2)	5 (2)	5 (2)	- (-)	- (-)	3 (0)	若干人	1.7
建 築				1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	- (-)	- (-)	1 (0)	若干人	1.0
電 気		0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	若干人	-		
(9職種) 計			206 (90)	186 (77)	120 (45)	110 (42)	0 (0)	0 (0)	54 (22)	-	3.4	
高校卒	9/23 (10/19)	11/9	土 木 A	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	- (-)	- (-)	2 (0)	若干人	1.0
			土木B(東濃)	1 (0)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		-
			土木B(飛騨)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		-
	(3職種) 計			4 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	-	1.5
警察官	5/13 (6/7～ 6/20)	7/9	警察官A I(男性)	106 (0)	54 (0)	42 (0)	34 (0)	- (-)	- (-)	9 (0)	20人程度	6.0
			警察官A I(女性)	22 (22)	11 (11)	9 (9)	8 (8)	- (-)	- (-)	4 (4)	5人程度	2.8
			警察官A II(男性)	492 (0)	248 (0)	202 (0)	153 (0)	- (-)	- (-)	59 (0)	70人程度	4.2
			警察官A II(女性)	135 (135)	65 (65)	51 (51)	31 (31)	- (-)	- (-)	10 (10)	10人程度	6.5
	9/16 (10/24～ 11/7)	11/28	警察官A II(男性)	256 (0)	123 (0)	78 (0)	54 (0)	- (-)	- (-)	12 (0)	15人程度	10.3
			警察官A II(女性)	66 (66)	23 (23)	19 (19)	13 (13)	- (-)	- (-)	3 (3)	5人程度	7.7
			警察官B(男性)	385 (0)	231 (0)	180 (0)	142 (0)	- (-)	- (-)	50 (0)	55人程度	4.6
			警察官B(女性)	165 (165)	86 (86)	44 (44)	34 (34)	- (-)	- (-)	10 (10)	10人程度	8.6
	(8職種) 計			1,627 (388)	841 (185)	625 (123)	469 (86)	0 (0)	0 (0)	157 (27)	-	5.4
小中 学校等 事務	6/24 (8/6,7)	8/16	大学卒程度	71 (42)	56 (36)	40 (26)	37 (24)	- (-)	- (-)	25 (17)	25人程度	2.2
	9/23 (10/15)	11/9	短大・高校卒程度	18 (6)	16 (5)	8 (2)	7 (1)	- (-)	- (-)	6 (1)	10人程度	2.7
	(2職種) 計			89 (48)	72 (41)	48 (28)	44 (25)	0 (0)	0 (0)	31 (18)	-	2.3
身障対象	6/24 (7/27)	8/16	行 政	6 (1)	6 (1)	3 (0)	3 (0)	- (-)	- (-)	1 (0)	5人程度	6.0
	10/21 (11/12)	11/28	事 務	1 (0)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5人程度	-
			小中等事務	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	- (-)	- (-)	0 (0)	若干人	-
	(3職種) 計			9 (1)	8 (1)	4 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	-	8.0
合 計 (45職種)				2,706 (847)	1,752 (570)	1,155 (343)	956 (286)	10 (6)	9 (5)	434 (153)	-	4.0

(2) 採用選考の状況 (平成 30 年度)

(単位：人)

職又は職種 \ 任命権者	知 事	教育委員会	警察本部長	計
部 長 相 当 職	2			2
次 長 相 当 職	2			2
課 長 相 当 職	2 [16]	1 [35]		3 [51]
課 長 補 佐 相 当 職	[17]	[29]		[46]
主 査 相 当 職	10 [26]	[13]	2	12 [39]
主 任 相 当 職	12 [16]	[12]		12 [28]
主事・技師 (7条5の2号、8号及び9号以外)	1 [12]	[1]		1 [13]
保 育 士				
職 業 訓 練 指 導 員	2			2
獣 医 師	10			10
ヘリコプター整備士	1		1	2
史 学				
試 験 研 究	3			3
鑑定業務に従事する職				
実 科 指 導 員			2	2
サイバー犯罪捜査官				
任 用 替 え				
警 視			3	3
警 部			3	3
警 部 補			4	4
巡 査 部 長			6	6
巡 査			13	13
計	45 [87]	1 [90]	34	80 [177]

(注) この表には、任用規則第 47 条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任したものは含まれておりません。

[]内の数字は、異種の職への異動で外数です。

(3) 昇任選考の状況 (平成 30 年度)

(単位：人)

職又は職種 \ 任命権者	知 事	教育委員会	警察本部長	計
部 長 相 当 職	5			5
次 長 相 当 職	22	1	1	24
課 長 相 当 職	114	15	8	137
課 長 補 佐 相 当 職				
主 査 相 当 職				
主 任 相 当 職				
主 事 相 当 職				
警 視			15	15
警 部			1	1
警 部 補			2	2
計	141	16	27	184

(注) この表には、任用規則第 47 条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任したものは含まれておりません。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

	平成29年度末の 係 属 件 数	平成30年度中の 新 規 要 求 件 数	平成30年度中の 処 理 件 数	令 和 元 年 度 へ の 繰 越 件 数
措 置 要 求	0	0	0	0

4 不利益処分についての不服申立て、審査請求の状況

(単位：件)

	平成29年度末の 係 属 件 数	平成30年度中の 新 規 請 求 件 数	平成30年度中の 処 理 件 数	令 和 元 年 度 へ の 繰 越 件 数
不服申立て、 審 査 請 求	1,910	1	1	1,910